

(株)ジャスダック証券取引所の創設に関する基本要綱 (概要)

平成 1 6 年 6 月 4 日
株式会社 ジャスダック

株ジャスダック証券取引所創設の趣旨

JASDAQ市場は、昭和38年に店頭登録制度として創設され、昭和58年には取引所市場の補完的な機能としての役割の下、いわゆる新店頭登録市場として新制度がスタートした。平成10年には、いわゆる金融ビッグ・バン改革により、日本証券業協会を市場開設者とする「店頭売買有価証券市場」として明確に規定され、取引所市場と法的に並列する有価証券市場として位置付けられた。この間、取引手法において、わが国で初めてマーケットメイク制度を導入するなど、積極的にJASDAQ市場の改革に取り組み、今や900銘柄を超えるわが国最大のベンチャー・成長企業向け市場として成長を遂げてきたところである。しかしながら、他の証券取引所と比べ、市場機能面での制約や利便性の向上の必要性が以前から指摘され、この部分の立ち遅れを認めざるを得ない。このため、JASDAQ市場が今後とも競争力のある市場として発展を続けるためには、市場機能及び利便性の一層の向上を図る必要がある。

こうした中で、昨年8月、日本証券業協会において、JASDAQ市場の在り方について、抜本的な検討を行うため、「JASDAQ市場の運営及び機能の効率化等に関するワーキング」が設置された。計6回にわたり検討が行われ、昨年10月に取りまとめられた報告書において、JASDAQ市場の今後の方向性を示すとともに、JASDAQ市場を証券取引所として改組する方法が現実的選択であるとされている。

このような観点から、JASDAQ市場は、報告書に示された方向性に沿って、現行の店頭売買有価証券市場という位置付けから取引所有価証券市場に移行するとともに、ビジネスモデルに特徴のある企業及びIT、ハイテク、バイオなどを含む、様々なステージにある成長・ベンチャー企業に資金調達の間を提供する市場としての地位を確立すること、JASDAQ市場特有の取引手法としてのマーケットメイク制度を通じて、高い流動性が確保された市場を提供すること、証券取引所に備わる市場インフラに基づき、魅力ある商品・取引制度を提供することを市場コンセプトとする。これにより、他の証券取引所にはない特長を持ちつつ、市場の機能及び利便性を一層向上させ、かつ公正性・信頼性の高い市場を提供し、我が国経済の新しい基盤を担うベンチャー・成長企業の公開の間として、そして投資者のニーズに応える間として、市場参加者にとって最適な市場に更なる飛躍を遂げて参る所存である。

(株)ジャスダック証券取引所の創設に関する基本要綱(概要)

項 目	内 容
<p><u>市場コンセプト</u></p>	<p>ビジネスモデルに特徴のある企業及びIT、ハイテク、バイオなどを含む、様々なステージにある成長・ベンチャー企業に資金調達の間を提供する市場としての地位を確立する。</p> <p>JASDAQ市場特有の取引手法としてのマーケットメイク制度を通じて、高い流動性が確保された市場を提供する。</p> <p>証券取引所に備わる市場インフラに基づき、魅力ある商品・取引制度を提供する。</p>
<p><u>事業基盤</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 証券取引所として公共性及び高い信頼性を確保するため、コーポレート・ガバナンスを確立し、経営に対する責任の明確化及び外部からの牽制が働くような仕組みを構築する。 ・ 当取引所の事業内容は、有価証券の売買を行うための市場施設の提供及び相場の公表並びに有価証券の売買の公正の確保その他の取引所有価証券市場の開設に係る業務、及び付帯する業務とする。将来的に、先物取引及びオプション取引の導入を検討する。 ・ 当取引所の資本の額は10億3,040万円、発行株式数は100万株(現行と同じ)とし、取引所への移行時点の株主構成は現行どおりとする。 ・ 取締役会の業務執行監督機能を高めるため、取締役の過半数を社外取締役(取引参加者を含む。)とし、社外取締役の3分の1以上を投資家及び上場会社関係者等より構成するとともに、学識経験者等の公益取締役を置くこととする。 ・ 当取引所の市場運営に関する重要事項について、取締役会の諮問に応じ又は取締役会に意見を述べることのできる諮問委員会(市場運営委員会、自主規制委員会及び規律委員会)を設ける。

項 目	内 容
<u>諸規則</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務規程、取引参加者規程及び受託契約準則を新たに定めるとともに、上場制度・売買制度等に関する諸規則を定める。
<u>取引参加者制度</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 証券取引所への移行に伴い、マーケットメイク制度を中核とする市場に適応した取引参加者制度を創設する。 ・ 取引参加者として、当取引所の市場において、有価証券の売買（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）を行うための取引資格を設けることとし、市場における今後の取扱商品の増加等に対応した取引参加者区分を追加的に設けることを検討する。 ・ 当取引所は、経営の体制、財務状況、業務執行体制、その他公益又は投資者保護の観点から必要と認める事項について審査のうえ、適格であると認める場合に、取引資格の取得を承認する。 ・ 取引参加者負担金の体系については、今後、他取引所の体系を参考にして、総合的な検討を進める。マーケットメイカーについては、取引参加者負担金において軽減料率を設ける。新取引参加者負担金体系に移行するまでの間は、売買代金割りによる現行の体系を踏襲する。 ・ 取引参加者は、信認金を、当取引所が定めるところにより、当取引所に預託しなければならない。 ・ 法令諸規則に違反した場合等について、処分（過怠金、6か月以内の売買停止、取引資格取消し等）の対象とする。また、取引参加者に財務上の問題があると認められる場合等について、処置（売買停止等）の対象とする。
<u>上場制度</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ビジネスモデルに特徴のある企業及び様々なステージにある成長・ベンチャー企業に資金調達の間を提供する市場として、投資魅力の高い未上場会社の上場を促進し、魅力ある上場会社の増加を図る。 ・ 当取引所が直接申請を受けた会社について直接審査及び上場承認を行い、投資者に対する信頼性や透明性の高い市場を目指す。

項 目	内 容
<p><u>上場管理制度</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請は、上場希望会社からの直接申請とする。上場希望会社が申請するに当たっては、証券会社の推薦を要するものとする。推薦証券会社は原則主幹事予定証券会社とする。 ・ 新規上場申請者に対し、書面及び面談による直接審査を行い、上場会社として適当であると判断した場合には、上場承認を行う。 ・ 当取引所上場審査部内に審査相談担当を設け、申請予定会社又は証券会社からの相談に対応する。また、申請の事前連絡を受けた会社を対象とする審査相談により、審査の迅速化を図る。 ・ 新規上場申請者が支払う新規上場料について、マーケットメイク方式による売買を選択する場合には軽減料率を設けることを検討する。 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上場会社に対し適時・適切な情報開示を徹底することにより投資者への情報提供を促進し、透明性の高い市場の構築を目指す。 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上場有価証券の発行者は、当取引所が定めるところにより、上場有価証券の発行者及び上場有価証券に関する投資者の投資判断に影響を及ぼす会社情報の適時開示等を行うものとする。 ・ 上場会社が行う適時開示等の内容は、他の証券取引所と同水準とする。 ・ 流動性に係る上場廃止基準の引上げを行う。なお、マーケットメイク銘柄については、一定の換金性が確保されていることから、当該基準の適用方法等について検討する。
<p><u>I R活動の推進</u></p>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 投資者や株主がより適正に企業の現状を理解・評価するため、法令及び当取引所規則に基づく制度開示に加え、I R活動などを通じて、適時・公平・継続的、かつ、わかりやすく提供することを推進する。 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上場会社は、I R活動期間（毎年4月1日から翌年3月31日までの期間）において、少なくとも2回以上、I R活動を実施するものとする。

項 目	内 容
<p><u>売買制度</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 証券取引所に備わる市場インフラの取引参加者及び投資者への提供等、利便性の高い市場の構築を目指す。 ・ マーケットメイク制度を中核とする市場の構築を目指し、マーケットメイカー数及びマーケットメイク銘柄数の拡大策を積極的に推進するとともに、マーケットメイカーの資格要件を強化する等、マーケットメイク制度の量的及び質的拡充を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として、新規上場銘柄の売買方式は、マーケットメイク方式によるものとする。なお、発行済株式数にかかわらず、上場時に株主数が600名以上となることを見込まれる場合には、オークション方式を選択できるものとする。新規上場時に600名の株主数が見込まれなかった銘柄について、当取引所がマーケットメイク銘柄に指定する期間は、上場後1年間とする。 ・ オークション方式について、いわゆる指値注文に加え、証券取引所への移行後、早急に成行注文等を導入する。 ・ オークション方式の新規上場銘柄の売買について、現行のダッチ方式に代えて、他の証券取引所と同様の板寄せ・ザラバ方式による方式に変更する。 ・ いわゆる値の刻みは、他の証券取引所と同一とする。 ・ 立会外における単一銘柄取引、終値取引、バスケット取引等を段階的に導入する。 ・ 証券取引所への移行と同時に、立会外分売制度を導入する。 ・ 当取引所において成立した有価証券の売買の決済は、清算参加者と日本証券クリアリング機構との間で行う。 ・ 取引参加者は、当取引所における有価証券の売買に係る信用取引及び貸借取引を行うことができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 投資者が安心して市場に参加できるよう、公正な価格形成と円滑な流通を確保する観点から、取引の公正性確保（売買取引監理）及び取引参加者の信頼性確保（審査）の機能の整備を図る。
<p><u>自主規制</u></p>	

項 目	内 容
<p><u>組織等</u></p>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上場審査部門の拡充及び自主規制部門の新設など、組織を再構築するとともに、適切な人材確保及び人員配置を行う。 ・ システム関連業務にかかるコストの明確化、効率化によるコスト削減を行い、市場参加者により使い勝手のよいシステムインフラを提供することを目的に、システム子会社を設立する。 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取引所化に際して、所要の経過措置を講じる。 ・ 出来る限り早期に、証券取引所としての業務を開始できるよう、準備を進める。
<p><u>その他</u></p>	

以 上